

## 鳥取県告示第 178 号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鳥取県条例第 11 号）第 8 条第 3 項ただし書の規定に基づき、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額を次のように定め、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

平成 18 年鳥取県告示第 219 号（鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額について）は、平成 20 年 3 月 20 日限り廃止する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第 8 条第 3 項ただし書の知事が定める額は、同項に規定する療養費算定額に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。